

麻生太郎金融担当大臣のゆうちよ銀行に対する発言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年三月四日

森  
田  
高

参議院議長 平田健二殿



麻生太郎金融担当大臣のゆうちょ銀行に対する発言に関する質問主意書

日本郵政グループは、かんぽ生命保険の新学資保険やゆうちょ銀行の住宅ローン等の個人向け融資と企業向け融資等の新規業務を柱とする中期経営計画を策定し、二〇一五年秋の上場を目指している。そして、前述の新規業務の認可を求め、総務省と金融庁に申請している状況にある。

そこで、以下のとおり質問する。

- 一 平成二十五年三月一日付の読売新聞記事（「ゆうちょ銀 審査能力ない 金融相 新業務計画見直し必至」）、日本経済新聞記事（「融資参入 延期の公算大 ゆうちょ銀、審査態勢整わず」）、及び産経新聞記事（「『審査能力なく無理』 麻生金融相 ゆうちょ銀の新ローン」）において、麻生金融担当大臣は、金融庁で二月二十八日に開かれた金融機関との意見交換会で「ゆうちょ銀行には審査能力がないから無理だ」という旨の発言をしたと報道されている。この発言は、具体的にゆうちょ銀行のどのような能力上の欠陥を指しているのか明らかにされたい。

- 二 平成二十四年十二月十八日に政府の郵政民営化委員会は、ゆうちょ銀行が申請していた住宅ローン等の個人向け貸付けと法人向け貸付け、損害保険募集の三つの新規業務に対し、条件付きで認める意見書をと

りまとめた。ゆうちょ銀行を指導監督する立場の大臣として、麻生金融担当大臣のこの意見書に対しての見解を明らかにされたい。また、今後、日本郵政グループの上場に向け、建設的な役割を果たす考えがあるか、明らかにされたい。

右質問する。